

農用地利用集積計画（利用権設定）

1. 各筆明細

				市町村名	利 府 町				公告年月日	令和 年 月 日										
整理 番号	利用権の設定を受ける者の氏名または名称及び住所 (A)				(氏名または名称) (同意印)				(住所)											
									(電話) () —											
利用権を設定する者の氏名または名称および住所 (B)				(氏名または名称) (同意印)				(住所)												
								(電話) () —												
利用権を設定する土地 (C)					利用権の設定内容 (D)							利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係 (E)				利用権を設定する土地の(B)以外の権原者等(F)				備 考
所 在		地 番	地 目		面 積 ㎡	利用権 の種類	内 容	始 期	存続期間 (終期)	借 賃 円	借賃の支払方法	住 所	氏名または 名称	権原の 種類	(同意印)					
大字	字		現 況	登記簿																

この計画に同意する。

利用権の設定を受ける者	住所 _____	氏名 _____ (印)
利用権を設定する者	住所 _____	氏名 _____ (印)
利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する土地につき 所有権その他の使用収益権を有する者	住所 _____	氏名 _____ (印)

利用権設定に伴い、以下の内容についてお答えくださるようお願いいたします。

借人 (利用権の設定を受ける者)	氏 名	
I 現在の経営面積を記入してください。		
田	m ²	
畑	m ²	
果樹	m ²	
合計	m ²	
II 現在、借入をしている農地があれば面積を記入してください。		
農地	m ²	
III 今回、利用権設定を受ける農地は、自宅から何キロ位ですか。		
	k m	
IV あなたは、認定農業者ですか。(どちらかに○をしてください)		
はい	いいえ	
V あなたの世帯に60歳未満の男子専従者で、農作業に150日以上従事されている方はいらっしゃいますか。(どちらかに○をしてください)		
いる	いない	
VI あなたの世帯の主たる作目(販売額の一番大きい物)は何ですか。 (該当する番号に、1つ○をしてください)		
1 稲作	5 果樹	9 その他畜産
2 麦類	6 その他作物	10 養蚕
3 施設園芸	7 酪牛	11 無し
4 露地野菜	8 肉用牛	12 不明

貸人 (利用権の設定をする者)	氏 名
I 現在の経営面積を記入してください。	
田	m ²
畑	m ²
果樹	m ²
合計	m ²
II あなたの世帯は何人ですか。	
	人
III あなたの世帯で、農業に従事している方は何人ですか。	
	人
IV 貸主の年齢は何歳ですか。	
	歳
V 今回、利用権設定をした事由を教えてください。 (該当する番号に、1つ○をしてください)	
1 経営移譲年金受給のため	
2 農業の廃止のため	
3 兼業による経営縮小のため	
4 高齢による経営縮小のため	
5 病気で労力不足のため	
6 耕作不便・低生産地のため	
7 相手方の要望のため	
8 その他 ()	

1. 各筆明細

整理番号	市町村名 府 町		借人氏名（小作人） 利 府 太 郎		公告年月日 令和 年 月 日	借人住所（小作人） 利府町利府字大町20番地									
	(氏名または名称)		(同意印) 実印		(住所)	(電話) (022) 356 — 0002									
整理番号	市町村名 府 町		貸人氏名（地主） 利 府 一 郎		公告年月日 令和 年 月 日	貸人住所（地主） 利府町中央一丁目11番地1									
	(氏名または名称)		(同意印) 実印		(住所)	(電話) (022) 356 — 0001									
利用権を設定する土地 (C)				利用権の設定内容 (D)				利用権を設定する土地の(B)以外の権原者等(F)				備考			
所在 大字 字	地番	地目 現況 登記簿		面積 m ²	利用権の種類	内容	始期	存続期間 (終期)	借賃 円	借賃の支払方法	利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係 (E)		住所	氏名または名称	権原の種類
飯土井	新松本	15-1	田	畑	946	賃借権	水田	H17.4.1	H20.3.31	15,000	年末持参払い	大町20	利府二郎		実印
												館21	利府三郎		実印
												町30	日本花子		実印

大字別に記載
貸借する土地
賃借権等と記載
(注) 解除条件付賃借権
いつから(月日注意)
いつまで「〇年」又は「〇〇年〇月〇日(始期)から〇〇年〇月〇日まで」と記載する。
小作料は
支払方法は
利用権の種類に対して「賃借権」等と記載する。
(注) 解除条件付賃借権
共有者氏名
この欄は(B)欄以外の権原者がいないときは記入を要しない。

この計画に同意する。

利用権の設定を受ける者	住所 <u>利府町利府字大町20番地</u>	借人住所（小作人）	氏名 <u>利 府 太 郎</u> ⑩
利用権を設定する者	住所 <u>利府町中央一丁目11番地1</u>	貸人住所（地主）	氏名 <u>利 府 一 郎</u> ⑩
利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する土地につき所有権その他の使用収益権を有する者	住所 _____	貸人住所（地主）	氏名 <u>貸人氏名（地主）</u>

2. 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 借賃の改定

この計画に同意した後に標準小作料の改定があった場合には、その都度、当該標準小作料の改定があった年の翌年以降の借賃は、標準小作料の変動率を勘案し、利用権を設定する者(以下「甲」という。)および利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)が協議して定める額(協議が調わないときは市町村(農業委員会)が設定した額)に改定する。
- (2) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までの支払を猶予する。
- (3) 借賃の減額

利用権の目的物(以下「目的物」という。)が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により農地法(昭和27年法律第229号)第24条に規定する割合を超えることとなったときは、乙は甲に対しその割合に相当する額になるまで借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲および乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。
- (4) 解約権の留保の禁止

甲および乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。
- (5) 転貸または譲渡

乙はあらかじめ市町村に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、または利用権を譲渡してはならない。
- (6) 修繕および改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

- イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。
- (7) 租税公課の負担
 - ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
 - イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金および賦課金を負担する。
 - ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲および乙が別途協議するところにより負担する。
- (8) 目的物の返還
 - ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から 日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕または改良行為による形質の変更または目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
 - イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額または増価額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額)の償還を請求することができる。
 - ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲および乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲および乙双方の申出に基づき市町村が認定した額を、その費した金額又は増価額とする。
 - エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかなを問わず返還の代償を請求してはならない。
- (9) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲および乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙および市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (10) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。
- (11) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項およびこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙および市町村が協議して定める。

3. 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等

整理番号	1	氏名または名称		利 府 太 郎		性 別	男	女	年 齢	4 5 歳	農作業従事日数	1 8 0 日	
利用権の設定等を受ける土地の面積 (A) m ²	利用権の設定等を受ける者が現に耕作または養畜の事業に供している農用地の面積 (B) m ²	利用権の設定等を受ける者の主たる経営作目 (C)	利用権の設定等を受ける者の世帯員 (構成員) の農作業従事および雇用労働力の状況 (D)						利用権の設定等を受ける者の主な家畜の飼養の状況 (E)		利用権の設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況 (F)		
			世帯員 (構成員)		農業従事者(うち15歳以上60歳未満の者)		雇用労働力(年間延日数)		種 類	数 量	種 類	数 量	
農 地	1,350	農 地	田	3,000	男	1 人	農 業 専 業 者	1 人	1 8 0			トラクター	1
			畑	2,000				(1 人)					コンバイン
採 草 放牧地			計	5,000	女	1 人	農 業 補 助 者	人	3 0			田植機	1
		採 草 放牧地						主として農業に従事する者				(人)	
その他						従として農業に従事する者	(1 人)		乾燥機				
								自走散布機					
								バインダー					
								ハーベスター					